

平成 29 年度保育園・こども園・幼保一体施設の入園案内（概要）について

1 応募資格

- ・区内在住の 0 歳児から 5 歳児（平成 23 年 4 月 2 日から平成 29 年 2 月 3 日生まれ）

2 各園の定員

（1）認可保育園

園 名		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
区立	麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100
	神田保育園	12	17	20	22	24	25	120
	西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99
	四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97
私立	アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100
	ポピンズナーサリースクール 一番町	9	12	13	14	16	16	80
	ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70
	グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138
	あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63
	クレアナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78
	（仮称）千代田区神田淡路町 認可保育園	9	18	18	18	18	18	99

（2）区立こども園（3～5 歳児は長時間のみ）

園 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
いすみこども園	9	12	15	20	20	20	96
ふじみこども園	12	20	23	25	28	28	136

（3）認定こども園（3～5 歳児は長時間のみ）

園 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
グローバルキッズ飯田橋こども園	15 (6)	17 (8)	18 (8)	19 (9)	19 (9)	19 (9)	107 (49)

※（ ）内は平成 28 年度の定員

（4）幼保一体施設（3～5 歳児は長時間のみ）

園 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
千代田幼稚園	—	—	—	10	10	10	30
マミーズエンジェル千代田保育園	10		10	—	—	—	20
昌平幼稚園	—	—	—	10	10	10	30
小学館アカデミー昌平保育園	5	10	10	—	—	—	25

(5) 事業所内保育所（区民枠）

園 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
厚生労働省 5 号館保育室	1	2	2	5

(6) 小規模保育事業

園 名	0 歳児（10 か月～）	1 歳児	2 歳児	計
「あい・ぽーと」小さな家麴町	1	4	5	10

(7) 家庭的保育事業

園 名	0 歳児（10 か月～）	1 歳児	2 歳児	計
あい・ぽーと小さな家飯田橋	5			5
あい・ぽーと小さな家東神田	5			5

※人数等については変更になる場合があります。

※認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設の情報については、11 月 5 日（土）の広報千代田に掲載予定です。

3 平成 29 年度の変更点

別紙 1 のとおり

4 入園申込書の配布・受付

(1) 配布期間・場所

- ・平成 28 年 11 月 7 日（月）から配布
- ・保育園、こども園、幼保一体施設の各園、各出張所、児童・家庭支援センター、子ども支援課窓口

※千代田区ホームページから、申込書等のダウンロードが可能です。

(2) 申込書の受付期間・場所

①1 次申込 平成 28 年 12 月 1 日（木）～平成 29 年 1 月 20 日（金）

（土、日、祝日、年末年始を除く）

ただし、平成 28 年 12 月 17 日（土）と平成 29 年 1 月 14 日（土）は受け付けます

※直接子ども支援課へ持参してください。

②2 次申込 平成 29 年 1 月 23 日（月）～平成 29 年 2 月 28 日（火）

5 入園内定発表日

①1 次内定 平成 29 年 2 月 15 日（水）予定

②2 次内定 平成 29 年 3 月 8 日（水）予定

※発表日については、変更の可能性あります。

平成 29 年度の変更点

1 選考基準

(1) 選考基準の変更

ア 認可保育園、認定こども園、事業所内保育所

◆入園順位

- 1 位 地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2 位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3 位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）
- 4 位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順

イ こども園

◆入園順位

- 1 位 いすみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者で、地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2 位 管内在住者で、指数の高い順
- 3 位 上記以外の千代田区内在住者で、指数の高い順
- 4 位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

ウ 幼保一体施設

◆入園順位

- 1 位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
- 2 位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内居住者で、地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3 位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童の中で、指数の高い順
- 4 位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続く合計居住期間の長い順
- 5 位 上記以外の千代田区内居住者の児童で、指数の高い順
- 6 位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

(2) 「保育の実施選考指数及び実施期間」

別紙「表1」のとおり

(3) 「加算調整指数」

別紙「表2」のとおり

- ① 「6、7の産・育休明け予定の場合の加算」と「11、12認証保育所等、認可外保育施設等へ預けている場合の加算」について

【見直し内容】

「6、7の産・育休明け予定の場合の加算」と、「11、12認証保育所等、認可外保育施設等へ預けている場合の加算」の重複禁止

【見直し理由】

「6、7の産・育休明け予定の場合の加算」は、育休取得明けに認可保育所へ入所しやすくするため、「11、12認証保育所等、認可外保育施設等へ預けている場合の加算」は、認可保育所に入所できなかった保護者が、就労のためやむなく認証・認可外保育施設に子どもを預けた場合、認可保育所に入所しやすくすることを目的とした加算です。どちらも、保護者の育休取得や早期に職場復帰しなければならない方のための加算であるが、現在、両方を併用し、重複加算ができるようになっているため、本来、制度の趣旨に則った加算とするために見直すものである。

② 兄弟姉妹の在園する園への転園する場合の加算

【見直し内容】

兄弟姉妹の在園する園へ転園する場合の加算を＋4点とする。

【見直し理由】

現在兄弟姉妹の在園する園への、入園・転園の場合は加算を＋3点としている。兄弟別園だと保護者の負担が多いため、転園する際のポイントを増やし、同一園に通園が可能とするため。

③ 保育士への優先

【見直し内容】

区内の保育所で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が、育児休業から復職する場合又は、新たに当該施設で就労する場合「同一指数になった場合の優先順位」の①とする。

【見直し理由】

待機児童対策として、保育士が職場復帰することで保育所等の受け入れ体制の環境が整うことも重要な要因であるため優先をする。

2 申し込み基準

(1) 各月申し込み日の変更

【見直し内容】

各月5日締め（締切日が休日の場合は締切日後最初の営業日）とする。

【見直し理由】

これまで各月10日締めとしており、調整会議（保育園入園審査会）を開催し内定者の発表は18日前後となっていた。これでは入園まで10日ほどしかなく、入園までに健康診断や園長面接を実施する日程が取りづらいことと、認証保育所等から認可保育園に転園する場合では、辞める場合も次の月の保育料もかかってしまうため、申込締切日を早くする。

保育の実施選考指数及び実施期間【表1】

番号	保護者の状況				選考指数	期 間	
	類 型		細 目				
1	居宅外労働 (居宅外自営を含む)	就労	月20日以上 の就労	(1) 1日8時間以上の就労を常態	10	保育の実施基準 に該当しなくなる まで	
				(2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9		
				(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8		
			月20日未満で 週3日以上 の就労	(4) 1日8時間以上の就労を常態	8→9		
				(5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	7→8		
				(6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6→7		
			その他	(7) 上記の他、勤務の態様から保育が必要と認められる場合	6→7		
		就労 内定	月20日以上 の就労	(8) 1日8時間以上の就労内定	9		
				(9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	8		
				(10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	7		
			月20日未満で 週3日以上 の就労	(11) 1日8時間以上の就労内定	8		
				(12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	7		
				(13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	6		
			その他	(14) 上記の他、勤務の態様から保育が必要と認められる場合	6		
2	居宅内労働	自営	週5日以上 の就労	(1) 1日6時間以上の就労を常態	9		
				(2) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8		
			週3日以上 5日未満の 就労	(3) 1日6時間以上の就労を常態	8		
				(4) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
		内職	(5) 月平均で1日6時間以上の就労を常態	7→8			
			(6) 月平均で1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6→7			
		その他	(7) 上記の他、自営の態様から保育が必要と認められる場合	6→7			
3	不存在			(1) 離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・長期単身赴任	10		
4	出産 疾病 負傷 心身障害者	出産		(1) 出産前後休養のため保育にあたれない場合	6→7	5か月以内	
				疾病 負傷	長期入院	(2) 1か月以上	10
		居宅内	(3) 精神性・感染性			10	
			(4) 常時臥床		10		
			(5) 安静（概ね日中4時間以上就床）		8		
		心身障害者		(6) 一般療養	6→7		
				(7) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級	10		
				(8) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8		
				(9) 身体障害者手帳4級	6→7		
5	看護 介護			入院・通院等 付き添い		(1) 月20日以上かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	10
		(2) 月20日未満で週3日以上かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	8				
		自宅看護・介護		(3) 重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等で常時看護・介護を常態	9		
				(4) 上記以外の自宅看護・介護を常態	7		
6	災害			(1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	10	復旧期間	
7	求職			(1) 生計中心者が失業等で、求職のため日中外出を常態	8→7	2→3か月以内	
				(2) 上記以外で、求職のため日中外出を常態	6		
8	就学			(1) 学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号2の自営部分を準用	通学が終了する月の末日まで	
9	特例				(1) 不就労であるが、週3日以上1日4時間以上、就学・技能修得のため通学する場合		保育の実施基準 に該当しなくなる まで
					(1) 児童相談所長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合		
					(2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		

者最
同め、
低し、
せ
1
の
ので
た最
とわ
+
中
者6
たの
点含
目
る。
労
職が
っ
者7
に
項
す
就
求
点
だ
働
を
れ
各
と
と
低
し
点
そ
て
点

国の制度は、
雇用保険制度に
基づく失業等給
付の給付日数が
90日のため。

求職要件で8
点とすると、現
在就労者より高
くなってしま
うので、-1点し
7点とする。

子ども・子育て支援新制度で、保育所等を利用できる要件が、今までの「保育に欠ける」から「保育を必要とする」要件に代わり、就学も保育を必要とする要件に加えられたため。

【表2】 加算調整指数

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備考
1	ひとり親世帯で他に同居親族がいない場合	+4	世帯に加算
2	ひとり親世帯で同居親族がいる場合	+3	世帯に加算
3	生活保護受給世帯の場合	+3	世帯に加算
4	兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合 ※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算 ※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外	+3	児童に加算
5	兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合 ※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算 ※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外	+4	児童に加算
6	産・育休明け予定の場合（1年6か月以上休暇利用） ※7の産・育休明け予定の場合（1年以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※11、12の加算と重複しない。	+2	児童に加算
7	産・育休明け予定の場合（1年以上休暇利用） ※6の産・育休明け予定の場合（1年6か月以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※11、12の加算と重複しない。	+1	児童に加算
8	兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合	+1	世帯に加算
9	6か月以上待機している場合（1歳児クラス以降に適用） ※10の3か月以上待機している場合の加算と重複しない。	+2	児童に加算
10	3か月以上待機している場合（1歳児クラス以降に適用） ※9の6か月以上待機している場合の加算と重複しない。	+1	児童に加算
11	1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で認可外保育施設等（認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設を除く）に預けている場合 ※ベビーシッターについては東京都福祉保健局の「認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）一覧」にある事業者のみ ※6、7の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。	+2	児童に加算
12	1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設、地域型保育事業に預けている場合 ※6、7の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。	+1	児童に加算
13	未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
14	保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合	+1	世帯に加算
15	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合	+1	世帯に加算
16	居宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1	該当者に加算
16	就職内定者の場合	-4	該当者から減算
17	就学や技能修得のため通学する場合	-4	該当者から減算
17	65歳未満の同居者の保育ができない状況を証明する書類が提出できない場合	-1	世帯から減算
18	保育料が6か月以上滞納となっている場合	-10	世帯から減算

※備考

- 1 就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む）とし、残業は含まない。
- 2 表中空欄の選考指数及び加算調整指数は、保育が必要な実態に鑑み、その都度入所調整会議において決定する。
- 3 待機期間の算定は、入所または転所を希望した月から起算する。ただし、入所内定を辞退した場合は、入所予定月の4か月後から起算する。

＜同一指数の場合の優先順位＞

- ① 区内の保育所で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合又は、新たに当該施設で就労する場合
- ② 生活保護世帯
- ③ ひとり親世帯で、離婚等後6か月以内の場合（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
- ④ 保護者の千代田区における入園希望日までの引き続く合計居住期間が長い世帯
- ⑤ 父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、長期単身赴任（概ね1年以上） または長期入院（概ね1年以上）の世帯
- ⑥ 保護者が精神性・感染性疾患の場合
- ⑦ 兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合
- ⑧ 兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合
- ⑨ 未就学児が3人以上または双子等の世帯
- ⑩ 保護者が居宅外就労者（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
- ⑪ 保護者が居宅外自営の世帯
- ⑫ 保護者の就労時間が長い世帯
- ⑬ 保護者が居宅外労働の場合、通勤時間が長い世帯
- ⑭ 待機期間の長い世帯
- ⑮ 区民税非課税世帯

その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定する。